

医政発 0331 第 41 号
令和 8 年 3 月 31 日

各都道府県知事 }
各地方厚生(支)局長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

社会医療法人等が行う訪日外国人患者の自由診療に係る診療費の上限の緩和に伴う
認定又は承認等の要件の見直しについて

平素より厚生労働行政の推進に当たりご尽力を頂き、御礼申し上げます。

令和 8 年税制改正の大綱(令和 7 年 12 月 26 日閣議決定)において、社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会(以下「社会医療法人等」という。)に係る認定又は承認等の要件のうち、自費患者(社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。)に対し請求する金額が社会保険診療の場合と同一の基準(1点10円)により計算されるとの要件(以下「診療費の上限」という。)に関して、自費患者である外国人であって公的医療保険に加入していない者(以下「訪日外国人患者」という。)に対する診療において発生する追加的費用に鑑み、訪日外国人患者に係る診療費の上限は「社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額からその金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること」とされたところです。

上記のとおり診療費の上限が一部緩和された一方で、医療を目的として来日する外国人渡航者を積極的に受け入れることにより、社会医療法人等における制度の趣旨(たとえば、社会医療法人は、救急医療やへき地医療、周産期医療など特に地域で必要な医療の提供を担う法人であること。)を妨げ、地域で必要な医療の提供に支障を来さないよう、特に注意することが必要です。

つきましては、法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)及び租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準(平成15年厚生労働省告示第147号)による社会医療法人等が行う訪日外国人患者の自由診療に係る診療費の上限の緩和の運用については、令和8年4月1日から適用することとし、下記のとおり、別添1を周知するとともに、別添2から5までのとおり関係通知を改正することといたします。貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努められるとともに、貴管下の関係する法人に周知、助言につき一層の御配慮をお願いします。

なお、この通知は、社会医療法人等及び社会医療法人等の認定又は承認等を受けようとする法人についてのものであり、これらの法人以外の一般の法人にあつては、自由診療である訪日外国人患者の診療については、この通知に関係なく必要な経費を請求できるものであるのご留意をお願いします。

記

第1 具体的な運用について

- 「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格の設定について」（令和8年3月31日付医政発0331第19号）

別添1

第2 その他の改正について

- 「社会医療法人の認定について」（平成20年医政発第0331008号） 別添2
- 「特定医療法人制度の改正について」（平成15年医政発第1009008号） 別添3
- 「法人税法施行規則第5条第5号ロ及び第6号、同規則第6条第3号ロ並びに第4号及び同条第7号の厚生労働大臣の証明について」（平成20年医政発第1010005号） 別添4
- 「厚生農業協同組合連合会の行う医療保健業に対する法人税の非課税措置の取扱いについて（通知）」（昭和59年医発第573号） 別添5